

平成30年6月15日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 水野正望 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
監事 稲見弘佳 ㊟  
監事 東健作 ㊟

#### 監査報告について

独立行政法人通則法第19条第4項及び独立行政法人勤労者退職金共済機構  
監事監査要綱（以下「監事監査要綱」という。）に基づき、独立行政法人勤労者  
退職金共済機構の平成29事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31  
日まで）における業務及び会計について監査を行った。

この監査の結果について、監事監査要綱第9条第1項の規定に基づき、別紙  
のとおり報告いたします。

※ 上記は、当法人が監査報告の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

## 平成 29 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構監事監査要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監事監査の方法及びその内容

監査は、「監事監査要綱」に準拠し、「監査実施計画」に基づき、理事長、理事、監査室、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、中退法又は他の法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の確立について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

監査の重点項目としては、中期計画及び年度計画を踏まえた平成 29 年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかに関し留意しつつ監査を実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査結果

1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な

※ 上記は、当法人が監査報告の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。

- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。  
また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

平成30年6月15日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

監事 稲見弘佳 ⑩

監事 東健作 ⑩

※ 上記は、当法人が監査報告の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。